

第4部 三豊市障害福祉計画（第6期）・
三豊市障害児福祉計画（第2期）

第1章 前期計画における成果目標の達成状況

三豊市障害福祉計画（第5期）・三豊市障害児福祉計画（第1期）において、以下のよう
に成果目標が定められています。

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の施設入所者数は100人でしたが、地域生活移行者数（3年間の施設退所者数）の実績は12人、新規入所者数は3人となっています。

令和元年度末時点の施設入所者数は91人となっており、目標に達しています。

■目標の達成状況■

	目標	経過
平成28年度末時点における施設入所者数	100人	100人
地域生活移行者数	6人 (6.0%)	12人
新規入所者数	3人	3人
令和2年度末時点における施設入所者数	97人 (97.0%)	91人 (令和元年度末)

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健、医療、福祉関係者による協議の場を令和2年度末までに設置する」ことを目標として設定しました。

令和2年度に、精神障害のある人の地域生活支援及び地域定着を推進し、地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的として、三観地域自立支援協議会精神保健福祉部会を設置しました。

代表者会議及び実務者会議において協議を行い、ピアサポーターの養成、病院訪問、障害の特性や制度についての普及・啓発を実施しています。

第3節 地域生活支援拠点等の整備

「平成30年度までに、地域生活支援拠点を三観圏域で1か所設置する」ことを目標として設定しました。

地域生活支援拠点の整備として、「介護している人が急病、入院、死亡等の理由により不在となった時に、障害のある人の一時的な受け入れ先を確保する」緊急時の受け入れ事業を、三観圏域の施設・事業所の協力により平成30年4月から実施しました。

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

「一般就労への移行者数年間1名以上」を目標として設定しました。

実績としてもほぼ年間1名となっています。就労移行支援事業所、障害者就業生活支援センター及びハローワークと連携を図り一般就労へとつなげています。

第5節 障害のある子どもへの支援提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援事業の実施について、令和2年度までに設置すること、また医療的ケア児の支援のための協議の場を設置することを目標として設定しました。

本市の児童発達支援センターについては、設置に至っていませんが設置に向けて協議を進めています。

保育所訪問支援については、県外の事業所により三豊市でサービスの提供を行いました。サービスを提供できる体制は未整備となっています。

また、重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービスは、観音寺市の事業所により提供されています。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、三観圏域において、医療的ケア部会設置に向けての準備会を令和2年度に設置しました。

第2章 成果目標の設定

障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたっては、国が定める基本指針を考慮してそれぞれ成果目標を定めることとなっています。本計画においても、国の基本指針及び香川県の策定方針に基づいて、以下に定める7項目について、成果目標を定めます。

第1節 施設入所者の地域生活への移行

(1) 国の基本指針に定める目標

1. 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

※整備法による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

2. 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

※継続入所者の数を除いて設定するものとする。

(2) 目標の設定

障害のある人の地域における日々の生活を支えるため、居宅介護、生活介護等の充実を図ります。

成年後見制度の拡大、虐待の防止など障害のある人の権利を擁護するとともに、障害に対する理解を深める取り組みを行います。

■ 目標値の設定（施設入所者の地域生活への移行） ■

	数値
令和元年度末時点における施設入所者数	91人
【目標値】令和5年度末における地域生活移行者数	6人 (6.6%)
【目標値】令和5年度末における施設入所者数の削減	2人 (2.2%)

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 国の基本指針に定める目標

1. 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標値を設定する。

2. 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

規定の式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3. 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

(2) 目標の設定

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

■ 目標値の設定（精神障害のある人の地域生活への移行等） ■

	令和元年度実績	令和5年度目標
精神障害のある人の地域移行支援利用者数	0人	1人
精神障害のある人の共同生活援助利用者数	35人	36人
精神障害のある人の地域定着支援利用者数	0人	1人

■（参考）香川県が掲げる目標■

	現状	令和5年度目標
平均生活日数	307日	316日
1年以上長期入院患者数（65歳以上）	978人	831人
1年以上長期入院患者数（65歳未満）	896人	520人
早期退院率（3か月）	64%	69%
早期退院率（6か月）	81%	86%
早期退院率（1年）	88%	92%

第3節 地域生活支援拠点等の整備

(1) 国の基本指針に定める目標

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(2) 目標の設定

平成30年度より三観圏域に緊急時の受け入れ先を確保するため、既存の施設・事業所の協力により面的整備を行いました。今後は、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供等、圏域での課題を整理し協議を進めていきます。

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 国の基本指針に定める目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の10第1号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援B型事業（就労継続支援B型（同条第2号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

- ・ 障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・ 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

(2) 目標の設定

障害のある人が一般企業等と就職面接する機会の確保、障害者雇用企業等の開拓、就労継続支援事業所等の一般就労移行に向けた取り組みへの支援などを図り、福祉施設から一般就労への移行を促進します。

■目標値の設定（福祉施設から一般就労への移行等）■

	数値
令和元年度時点における一般就労への移行者数	1人
【目標値】 令和5年度末における一般就労移行者数	2人
就労移行支援事業による移行者数	1人
就労継続支援A型による移行者数	1人
就労継続支援B型による移行者数	0人

第5節 障害のある子どもへの支援提供体制の整備等

(1) 国の基本指針に定める目標

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 目標の設定

児童発達支援センターを令和5年度末までに1カ所設置することを目標とします。

■目標の設定（障害のある子どもへの支援提供体制の整備等）■

	数値
【目標値】児童発達支援センターの設置数 (令和5年度末まで)	1カ所

保育所等訪問支援を提供できる体制を令和5年度末までに構築することを目指します。

■目標の設定（障害のある子どもへの支援提供体制の整備等）■

	数値
【目標値】保育所等訪問支援を実施する事業所数 (令和5年度末まで)	1カ所

本市においては、重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス利用希望者は、観音寺市または善通寺市の事業所を利用しています。

令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所設置することを目標とします。

■目標の設定（障害のある子どもへの支援提供体制の整備等）■

	数値
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数（令和5年度末まで）	1か所

本市においては、三観圏域で令和2年度に医療的ケア部会準備会を設置しました。今後は部会の開設に向けて取り組みます。

また、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

■目標の設定（障害のある子どもへの支援提供体制の整備等）■

	数値
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（令和5年度末まで）	1か所

第6節 相談支援体制の充実・強化等

(1) 国の基本指針に定める目標

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(2) 目標の設定

障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を構築します。

また、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図ります。

第7節 障害福祉サービス等の質の向上

(1) 国の基本指針に定める目標

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(2) 目標の設定

障害福祉サービスの質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員のスキルアップに取り組みます。

第3章 障害福祉サービス等の見込量とその確保方策

第1節 訪問系サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービスの概要

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■訪問系サービス一覧■

サービス	内容
居宅介護	<p>ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介助、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>障害のある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。</p>
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介助、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。</p> <p>このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障害がある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。</p>
同行援護	<p>移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介助のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある人の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。</p>
行動援護	<p>行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介助のほか、行動する際に必要な援助を行います。</p> <p>障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある人の社会参加と地域生活を支援します。</p>
重度障害者等包括支援	<p>常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。</p> <p>このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。</p>

(2) サービスの利用実績

訪問系サービスの利用実績は以下のとおりです。

利用時間、利用人数ともに大きな変化はない状況です。なお、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

■訪問系サービスの利用実績■

サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
訪問系サービス 合計	利用時間 (時間/月)	1,531	1,496	1,540
	利用者数 (人/月)	83	86	88
居宅介護	利用時間 (時間/月)	1,365	1,338	1,370
	利用者数 (人/月)	77	79	81
重度訪問介護	利用時間 (時間/月)	101	89	100
	利用者数 (人/月)	2	2	2
同行援護	利用時間 (時間/月)	0	9	10
	利用者数 (人/月)	0	1	1
行動援護	利用時間 (時間/月)	65	60	60
	利用者数 (人/月)	4	4	4
重度障害者等包括支援	利用時間 (時間/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0

※3月分の実績。

(3) サービスの見込量

居宅介護は今後も利用が増加すると見込まれることから、以下のように設定します。

■訪問系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス 合計	利用時間 (時間/月)	1,580	1,610	1,640
	利用者数 (人/月)	91	93	95
居宅介護	利用時間 (時間/月)	1,400	1,430	1,460
	利用者数 (人/月)	83	85	87
重度訪問介護	利用時間 (時間/月)	100	100	100
	利用者数 (人/月)	2	2	2
同行援護	利用時間 (時間/月)	20	20	20
	利用者数 (人/月)	2	2	2
行動援護	利用時間 (時間/月)	60	60	60
	利用者数 (人/月)	4	4	4
重度障害者等包括支援	利用時間 (時間/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0

※3月分の見込み。

(4) サービスの確保方策

近隣の市や自立支援協議会等と連携を図り、サービス提供事業所の参入を働きかけるとともに、ヘルパーの確保や研修会の開催等、サービス提供事業者に対する支援体制の強化に取り組み、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

第2節 日中活動系サービスの見込量と確保方策

(1) 日中活動系サービスの概要

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■日中活動系サービス一覧■

サービス	内容
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人や難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害のある人に対し、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上に必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労定着支援	障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 (B型)	通常の仕事所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。 このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

(2) サービスの利用実績

就労継続支援（A型・B型）はサービス事業所が増加したことに伴い、利用者数も増加しています。また、生活介護利用者も増加傾向にあります。

■日中活動系サービスの利用実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
生活介護	利用日数 (人日/月)	2,902	2,993	3,000
	利用者数 (人/月)	149	152	152
自立訓練（機能訓練）	利用日数 (人日/月)	19	19	19
	利用者数 (人/月)	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	利用日数 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
就労移行支援	利用日数 (人日/月)	41	17	34
	利用者数 (人/月)	2	1	2
就労定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0
就労継続支援（A型）	利用日数 (人日/月)	272	264	281
	利用者数 (人/月)	14	13	14
就労継続支援（B型）	利用日数 (人日/月)	1,957	2,151	2,275
	利用者数 (人/月)	108	123	130
療養介護	利用者数 (人/月)	26	27	27
短期入所（福祉型）	利用日数 (人日/月)	101	117	117
	利用者数 (人/月)	22	22	22
短期入所（医療型）	利用日数 (人日/月)	5	10	10
	利用者数 (人/月)	1	2	2

※ 3 月分の実績。

(3) サービスの見込量

就労継続支援（A型・B型）は、今後も利用が増加することを見込みます。

■日中活動系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数 (人日/月)	3,000	3,000	3,000
	利用者数 (人/月)	152	152	152
自立訓練（機能訓練）	利用日数 (人日/月)	19	19	19
	利用者数 (人/月)	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	利用日数 (人日/月)	15	15	15
	利用者数 (人/月)	1	1	1
就労移行支援	利用日数 (人日/月)	34	34	34
	利用者数 (人/月)	2	2	2
就労定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0
就労継続支援（A型）	利用日数 (人日/月)	298	315	333
	利用者数 (人/月)	15	16	17
就労継続支援（B型）	利用日数 (人日/月)	2,399	2,523	2,646
	利用者数 (人/月)	137	144	152
療養介護	利用者数 (人/月)	27	27	27
短期入所（福祉型）	利用日数 (人日/月)	117	117	117
	利用者数 (人/月)	22	22	22
短期入所（医療型）	利用日数 (人日/月)	10	10	10
	利用者数 (人/月)	2	2	2

※3月分の見込み。

(4) サービスの確保方策

就労継続支援A型、就労継続支援B型を希望する人が増えています。今後も、社会参加を促進し地域での日常生活の充実を図るため、就労継続支援が拡大されるよう事業者への働きかけを行うとともにサービス量の確保に努めます。

第3節 居住系サービスの見込量と確保方策

(1) 居住系サービスの概要

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

■居住系サービス一覧■

サービス	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介助、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介助、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動と合わせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある人の日常生活を一体的に支援します。
自立生活援助	在宅でひとり暮らしをする障害のある人を定期的に巡回訪問し生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

(2) サービスの利用実績

共同生活援助は利用が増加しています。また、施設入所者数は減少傾向にあります。

■居住系サービスの利用実績■

サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	48	53	55
施設入所支援	利用者数 (人/月)	93	91	90
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	0

※3月分の実績。

(3) サービスの見込量

施設入所支援は、地域移行の推進により減少を見込んでいます。

■居住系サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	55	55	55
施設入所支援	利用者数 (人/月)	90	89	89
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	0

※3月分の見込み。

(4) サービスの確保方策

地域移行の推進により、共同生活援助（グループホーム）の整備の推進に努めます。
また、自立生活援助については、サービスの提供が可能な事業者の確保に努めます。

第4節 相談支援の見込量と確保方策

(1) 相談支援の概要

相談支援で提供されるサービスは以下のとおりです。

■相談支援一覧■

サービス	内容
計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。

(2) サービスの利用実績

訪問系サービス利用者増加のため、計画相談支援利用者は増加傾向にあります。また、地域移行支援は利用がありませんでした。

■相談支援の利用実績■

サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画相談支援	利用者数 (人/年)	413	436	452
地域移行支援	利用者数 (人/年)	0	0	0
地域定着支援	利用者数 (人/年)	0	1	0

※3月末時点の人数。

(3) サービスの見込量

就労継続支援、生活介護等の利用を希望する人が増えているため、計画相談支援は今後も増加すると見込みます。

■相談支援の利用見込み（3月末時点の人数）■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人/年)	468	484	500
地域移行支援	利用者数 (人/年)	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人/年)	1	1	1

※3月末時点の人数。

(4) サービスの確保方策

計画相談支援が拡大されるよう、事業者に働きかけを行うとともに、自立支援協議会、相談支援事業所と連携を図り課題の整理等について協議を行いながら、実施体制の整備を進めていきます。

第4章 地域生活支援事業の見込量とその確保方策

(1) 地域生活支援事業の概要

「地域生活支援事業」とは、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人や家族介護者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市では、これまで実施してきた事業の実績や市民のニーズを踏まえ、以下のサービスを提供しています。

■三豊市が実施する地域生活支援事業■

サービス	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催・啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師精神保健福祉士等）を配置します。
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居を希望する障害のある人に対し、入居に必要な支援や入居後の支援などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進及び、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

(2) 地域生活支援事業の実績

本市が実施している地域生活支援事業の実績は以下に示すとおりです。

■地域生活支援事業の実績■

サービス		単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業		件/年	1	1	1
自発的活動支援事業		件/年	1	1	1
相談支援事業		か所	9	9	8
基幹相談支援センター等 機能強化事業		か所	0	0	0
住宅入居等支援事業		件	0	0	0
成年後見制度 利用支援事業		件/年	10	10	10
成年後見制度 法人後見支援事業		件/年	0	0	0
意思疎通支援事業		件/年	59	44	40
手話通訳者設置事業		実設置者 (人)	1	1	1
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練 支援用具	件/年	5	1	5
	自立生活支援 用具	件/年	3	5	5
	在宅療養等 支援用具	件/年	7	4	5
	情報・意思疎通 支援用具	件/年	30	27	30
	排泄管理支援 用具	件/年	1,805	1,837	1,850
	住宅改修費	件/年	1	0	1
手話奉仕員養成研修事業		人/年	7	10	10
移動支援事業		延時間数/年	4,053	4,084	4,100
		実人/年	57	62	62

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	
地域活動支援センター 機能強化事業	利用者数 (人/日)	7	10	10	
	実利用者数 (人)	56	54	54	
	地域活動支援 センターⅠ型	利用者数 (人/日)	3	3	3
		実利用者数 (人)	24	24	24
		施設数 (か所)	4	4	4
	地域活動支援 センターⅡ型	利用者数 (人/日)	3	2	2
		実利用者数 (人)	30	20	20
		施設数 (か所)	3	2	2
	地域活動支援 センターⅢ型	利用者数 (人/日)	1	5	5
		実利用者数 (人)	2	10	10
		施設数 (か所)	2	3	3

(3) 地域生活支援事業の見込み

障害のある人の地域での生活を支援するため、関係機関、福祉サービス事業所と連携を図り、適切なサービスの提供に努めます。

■地域生活支援事業の見込量■

サービス		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		件／年	1	1	1
自発的活動支援事業		件／年	1	1	1
相談支援事業		か所	8	8	8
基幹相談支援センター等機能強化事業		か所	0	0	0
住宅入居等支援事業		件	0	0	0
成年後見制度利用支援事業		件／年	10	10	10
成年後見制度法人後見支援事業		件／年	0	0	0
意思疎通支援事業		件／年	50	50	50
手話通訳者設置事業		実設置者(人)	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数(件)	5	5	5
	自立生活支援用具	利用件数(件)	5	5	5
	在宅療養等支援用具	利用件数(件)	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	利用件数(件)	30	30	30
	排泄管理支援用具	利用件数(件)	1,850	1,850	1,850
	住宅改修費	利用件数(件)	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		人／年	10	10	10
移動支援事業		延利用時間数(時間)	4,000	4,000	4,000
		利用実人数(人)	62	62	62

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域活動支援センター 機能強化事業	利用者数 (人/日)	10	10	10	
	実利用者数 (人)	54	54	54	
	地域活動支援 センターⅠ型	利用者数 (人/日)	3	3	3
		実利用者数 (人)	24	24	24
		施設数 (か所)	4	4	4
	地域活動支援 センターⅡ型	利用者数 (人/日)	2	2	2
		実利用者数 (人)	20	20	20
		施設数 (か所)	2	2	2
	地域活動支援 センターⅢ型	利用者数 (人/日)	5	5	5
		実利用者数 (人)	10	10	10
		施設数 (か所)	3	3	3

(4) 地域生活支援事業の確保方策

意思疎通支援事業の充実を図るため、関係団体等と連携し、手話の普及啓発等の施策を実施します。

障害のある人の日中における活動の場を確保し、介助者に一時的な休息等を提供するため日中一時支援事業の充実を図ります。

第5章 障害児福祉サービスの見込量とその確保方策

(1) 障害児福祉サービスの概要

障害のある子どもや発達に不安のある子どもを対象とした支援サービスは以下のとおりです。

■障害児福祉サービス一覧■

サービス	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害のある子どもが、障害のある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

(2) サービスの利用実績

発達障害がある子どもへの日常生活適応訓練、知識の付与等の療育を就学前から希望する保護者が増えており、児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援が増加しています。

■障害児福祉サービスの利用実績■

サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
児童発達支援	利用日数 (人日/月)	75	81	90
	利用者数 (人/月)	17	20	22
医療型児童発達支援	利用日数 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等デイ サービス	利用日数 (人日/月)	459	496	576
	利用者数 (人/月)	39	50	58
保育所等訪問支援	利用日数 (人日/月)	4	4	4
	利用者数 (人/月)	2	2	2
居宅訪問型児童 発達支援	利用日数 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	70	85	93

※3月分の実績。

(3) サービスの見込量

発達に不安を抱える児童は近年増加しており、今後もサービス利用の増加を見込んでいます。

■障害児福祉サービスの利用見込み■

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数 (人日/月)	100	110	120
	利用者数 (人/月)	24	26	28
医療型児童発達支援	利用日数 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数 (人日/月)	656	736	816
	利用者数 (人/月)	66	74	82
保育所等訪問支援	利用日数 (人日/月)	4	4	4
	利用者数 (人/月)	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	100	108	115

※3月分の見込み。

(4) サービスの確保方策

発達に不安のある児童や保護者が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携強化を図り相談体制の充実を図ります。

また、療育が必要な児童に十分なサービスを提供できるよう、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所の確保、保育所等訪問支援を提供できる体制の構築等、社会資源の拡充を図るため施策を推進していきます。